

ひらつか
男女共同参画プラン（素案）

平成 18 年 3 月
平塚市

目次

1	計画の基本的な考え方	1
	計画の背景	1
	計画の位置づけ	2
	計画の性格	2
	計画の期間	2
	計画の基本理念	2
2	施策の体系と内容	4
	施策の体系図	4
	基本方針1 男女共同参画社会に向けた意識改革	6
	施策1 性別による固定的な役割分担意識の改革	
	施策2 若い世代の男女平等意識づくりと教育の推進	
	基本方針2 あらゆる分野における男女共同参画の推進	8
	施策3 政策・方針決定の場への女性登用推進	
	施策4 男女の職業生活と地域・家庭生活との両立支援	
	施策5 男女共同参画社会の実現に向けた企業における取り組みの促進	
	施策6 地域団体との協働	
	基本方針3 女性に対するあらゆる暴力の根絶と人権の尊重	11
	施策7 女性の人権が尊重される環境づくり	
	施策8 女性に対するあらゆる暴力をなくす社会・環境づくり	
	基本方針4 男女共同参画社会の実現に向けた市の積極的な取り組み	13
	施策9 男女共同参画社会の実現に向けた市役所における率先行動の推進	
	施策10 国・県行動計画との連携	
	施策11 男女共同参画推進協議会の設置	
3	計画の推進	15
	推進体制の整備	15
	計画の着実な推進	15
	市の率先行動	15

資料編	17
市民意識調査概要	17
データ	18
策定経過	18

1 計画の基本的な考え方

1) 計画の背景

平成11年6月、国は男女共同参画社会基本法を制定しました。この中で「男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取り組みを総合的且つ計画的に推進する」と述べています。そして、平成12年12月にはわが国最初の法定計画である男女共同参画基本計画が策定されました。この計画は中間年での見直しを経て、平成17年12月に第2次男女共同参画基本計画として閣議決定されています。

神奈川県は平成14年3月神奈川県男女共同参画推進条例を公布し、平成15年男女共同参画推進プランを策定しました。

平塚市はこれまで、国連・国・県の男女共同参画に関する動きに足並みを揃え、平成4年に「湘南ひらつか女性プラン」を、平成10年には「改訂女性プラン湘南ひらつか男女共同参画プラン」を策定し、男女平等の意識啓発や男女の社会参画促進など平塚市における女性の地位の向上、男女共同参画を目指して取り組んできました。法制度の充実・各種取り組みの推進と女性自身のたゆまぬ努力とが相まって、女性の社会進出や雇用の場における活動、地域社会活動への参画は着実に進んできました。しかし、これら政治や経済を始め、労働の場や地域社会などで指導的な地位につく女性はまだ少数にとどまっており、男女共同参画が実質的に進んだとは言いがたい状況です。また、最近では、男性の長時間労働の問題や、それに起因する中高年男性の自殺の急増、過労死、定年離婚などの「男性問題」も注目されています。

平成17年6月に本市が実施した市民意識調査（以下「市民意識調査」という）では、「夫（男）は外で働き、妻（女）は家庭を守るべき」という考え方に賛成する意見が5割強ありました。この考え方に代表される性別による固定的な役割分担意識は社会の慣習となって、気づかないうちに「社会的性別（ジェンダー）」を形成し、個人の生き方だけでなく、他人の生き方や個性・能力を発揮する機会をも制限して、女性の社会的・経済的自立や、男性の生活的自立を妨げるなど、男女共同参画社会の実現を阻む要因の一つになっています。

* 平成17年6月に実施した市民意識調査の概要

満16歳以上の平塚市民を対象に実施した。

標本数3000人に対して、有効回収数は1292票、有効回収率は43.1%であった。

少子高齢化は世界に類を見ない速さで進み、人口の減少や団塊の世代が定年期を迎えるなど、社会情勢は著しく変化しています。人々のライフスタイルも変化し、男女の多様な生き方への対応が求められるなど、従来の価値観では解決が困難な問題が現れてきました。また、地方分権や市民との協働による自治体経営などの新しい価値観も生まれてきています。

このような中、市民一人ひとりが性別に関わりなくあらゆる場面に参画することができる社会、また、女性に対する暴力や人権侵害のない社会を実現するため、市民、事業者、市が力を合わせてさまざまな角度から取り組む「ひらつか男女共同参画プラン」を改訂します。

2) 計画の位置づけ

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定された、市町村における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画であり、国の男女共同参画基本計画の基本理念を踏まえて策定するものです。

また、この計画は「(仮称)次期平塚市総合計画」の個別計画です。

3) 計画の性格

この計画は、湘南ひらつか男女共同参画推進協議会に意見を求め、反映させています。また、市民意識調査、男女共同参画登録団体からの意見募集、パブリックコメント(市民からの意見募集)など、市民の意見を尊重し、市民との協働で策定していきます。

4) 計画の期間

この計画の期間は、平成19年(2007年)度から平成28年(2016年)度までの10年間とします。なお、計画の期間内であっても社会情勢の変化に応じて、適宜見直します。

また、主な取り組みについては、3年を目途に見直します。

5) 計画の基本理念

女性も男性もすべての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現することを基本理念とします。

4つの基本方針に基づいて協働で取り組みます

この計画は、男女共同参画社会を形成するため、4つの基本方針のもとに市民や市内の事業者、市が力を合わせて取り組んでいきます。

- 基本方針 1 男女共同参画社会に向けた意識改革
- 基本方針 2 あらゆる分野における男女共同参画の推進
- 基本方針 3 女性に対するあらゆる暴力の根絶と人権の尊重
- 基本方針 4 男女共同参画社会の実現に向けた市の積極的な取り組み

教育との連携・企業との連携を重点的に取り組みます

男女共同参画社会を実現するためには、市民一人ひとりの男女平等意識が欠かせません。とりわけ、幼児教育や学校教育は人格形成の基礎となり、男女平等意識づくりに大きな影響を及ぼすと考えられることから、将来を担う若い世代に対して男女平等教育を重点的に進めます。

また本市では、市民が市内で働く割合が近隣市より高いという特徴があることから、市民が安心していきいき働くことができ、家庭や地域で多様な活動ができるよう、企業との連携を重点的に進めます。

2 施策の体系と内容

<基本方針>

は市が重点的に進める事項

<施策の方向性>

目標

男女共同参画社会の実現

基本方針 1
男女共同参画社会に向けた意識改革

施策 1 性別による固定的な役割分担意識の改革

施策 2 若い世代の男女平等意識づくりと教育の推進

基本方針 2
あらゆる分野における男女共同参画の推進

施策 3 政策・方針決定の場への女性登用推進

施策 4 男女の職業生活と地域・家庭生活との両立支援

施策 5 男女共同参画社会の実現に向けた企業における取り組みの促進

施策 6 地域団体との協働

基本方針 3
女性に対するあらゆる暴力の根絶と人権の尊重

施策 7 女性の人権が尊重される環境づくり

施策 8 女性に対するあらゆる暴力をなくす社会・環境づくり

基本方針 4
男女共同参画社会の実現に向けた市の積極的な取り組み

施策 9 男女共同参画社会の実現に向けた市役所における率先行動の推進

施策 10 国・県行動計画との連携

施策 11 男女共同参画推進協議会の設置

< 主な取り組み >

- 1 意識改革のための啓発講座や講演会などの開催
- 2 意識改革に関する実態調査と研究・分析
- 3 意識改革に関する情報収集と情報提供の充実
- 4 市民との協働による情報誌編集会議・啓発講座企画運営会議の運営

- 5 発達段階に応じた男女平等教育の推進
- 6 幼・保・小・中・高・大学生などへの啓発
- 7 新成人への広報・啓発
- 8 教職員の研修と学校管理者への情報提供
- 9 生涯教育を通しての男女共同参画の推進
- 10 世界における女性の人権問題と平等・平和に対する理解の推進

- 11 附属機関などの女性委員参画状況の把握と推進
- 12 市民会議など公募時のクォータ（割り当て）制度の推進
- 13 人材育成と女性人材リストの作成
- 14 地域社会活動への女性登用の促進

- 15 育児・介護などを社会的に支える環境づくり
- 16 女性のチャレンジ支援
- 17 労働時間の短縮に関する情報提供
- 18 多様な働き方の研究と情報提供
- 19 男女のエンパワーメントへの支援

- 20 企業における女性の能力発揮のための積極的な取り組みの促進
- 21 労働条件の改善や男女雇用機会均等法・育児介護休業法などに関する情報提供
- 22 企業懇談会における情報提供

- 23 男女共同参画関係団体への支援
- 24 （仮称）男女共同参画連絡協議会の検討と法人化の研究
- 25 男女共同参画センター機能の拡充

- 26 女性の人権に関する啓発と情報提供
- 27 生涯を通じた女性の健康支援
- 28 メディアにおける女性の人権尊重への取り組み

- 29 相談窓口の充実
- 30 被害者支援に向けた関係機関の連携強化
- 31 女性に対する暴力防止のための啓発
- 32 外国籍・障害者・高齢者女性に対する暴力の防止

- 33 庁内推進会議の機能強化
- 34 女性職員の採用・登用・教育訓練の目標・計画づくり
- 35 職員の意識改革の推進
- 36 （仮称）平塚版男女共同参画施策概要と男女別統計の作成
- 37 （仮称）平塚市男女共同参画推進条例の研究
- 38 計画の進行管理と見直し

- 39 男女共同参画施策に関する情報収集
- 40 関係法令の研究
- 41 国・県・市町村連絡会などへの参加

- 42 市民との協働による男女共同参画推進協議会の運営

基本方針 1 男女共同参画社会に向けた意識改革

男女共同参画社会とは、女性も男性も、社会の対等な構成員として互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分発揮できる豊かな社会のことです。このような社会を実現するためには、男女の平等意識が欠かせません。

男女平等についての価値観や意識は、学校や家庭、地域における生活や教育のあり方に大きく影響されます。教育が果たす役割の重要性を十分認識して、取り組みを推進することが求められます。

男女共同参画社会を実現するのに大きな障害となっているのが、人々の意識の中に長い時間かけて形作られてきた性別による固定的な役割分担意識です。このような意識は時代と共に変わりつつあるものの、いまだに根強く残っています。男女が生まれながらにして適性や能力の違いがあると考えの人が少なくありません。こうした意識が、男女の生き方を狭めてきたことを改めて認識する必要があります。

国の調査では「夫は仕事、妻は家庭」という従来からの性別による固定的な役割分担意識について、否定する人が肯定する人を上回っていますが、本市の市民意識調査では、肯定する人が否定する人を上回っており、男女共同参画社会に向けた意識改革が必要です。

施策	現状と課題	主な取り組み
<p>施策1 性別による固定的な役割分担意識の改革</p>	<p>近年、女性の社会進出はめざましく、雇用の場や地域社会で活躍する女性が多く見られるようになりました。反対に、男性が家庭生活の責任を担う「主夫」を選択する例も見られるようになりました。女性も男性もそれぞれが社会の一員としてその個性と能力によって自分らしい生き方を決められることは大切なことです。</p> <p>市民意識調査で現在の仕事と家庭生活・地域活動の関係を聞いたところ、男性は「仕事優先派」が約7割で、「両立派」は1割強と低くなっています。一方、家事時間を男女で比べてみると、女性は「3時間以上」関わる割合が4割と最も多く、男性は「ほとんど関わらない」が最も多く約3割となっています。</p> <p>このように、家庭生活や地域活動における男女共同参画が進まない原因として、男性の長時間労働の問題や「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識が働いていることなどが考えられます。</p> <p>従来女性が担うことが多かった家事や子育て・地域活動のような「無償労働(アンペイドワーク)」の価値を認識し、人間が生きていく上では欠かせない、重要なものとして男女が共に担う必要があります。女性も男性も社会のあらゆる場面に共同参画できる基盤づくりが求められます。</p>	<p>1 意識改革のための啓発講座や講演会などの開催</p> <p>性別による固定的な役割分担意識を改革するための啓発講座や講演会、イベントなどを開催し、男女共同参画に対する理解と関心を高めていきます。</p> <p>2 意識改革に関する実態調査と研究・分析</p> <p>社会的性差(ジェンダー)や主に女性が担っている無償労働(アンペイドワーク)などに関する社会的評価について、研究・分析し、男女共同参画の施策に反映させます。</p> <p>3 意識改革に関する情報収集と情報提供の充実</p> <p>男女共同参画に関する各種資料や情報の収集に努め、情報誌やホームページなどを通じて情報を提供し、意識の高揚を図ります。</p> <p>4 市民との協働による情報誌編集会議・啓発講座企画運営会議の運営</p> <p>市民との協働により情報誌編集会議、啓発講座企画運営会議を運営し、市民に分かりやすい情報を伝え、市民のニーズに合った講座を開催します。</p>

施策	現状と課題	主な取り組み
<p>施策2 若い世代の男女平等意識づくりと教育の推進</p>	<p>男女の人権が尊重された社会づくりに向け、市民一人ひとりが男女平等意識を持つことが重要です。そのためには、生涯を通じて様々な場・機会に応じた教育・啓発が求められます。</p> <p>特に、人格形成の基礎となる幼児教育や学校教育は男女平等意識を醸成するうえで大きな影響力があると考えられます。このため、将来を担う若い世代に対して男女平等教育を重点的に進めていく必要があります。</p> <p>そして、この意識づくりは、家庭教育の影響が少なくありません。子どもが自分らしく生きることができるよう、学校教育と並行して、子育て期の親に対する啓発に取り組み、意識の向上をはかります。</p> <p>また今日、政治や経済だけでなく市民の職業や日常生活も国際化しており、国際的視点を持った施策展開が求められています。本市においても、国際社会の一員として、世界の様々な国などと連帯し、女性の人権問題の解決や平等・平和に対する理解を深める必要があります。</p>	<p>5 発達段階に応じた男女平等教育の推進 発達段階に応じた男女平等教育を推進し、豊かな人間性の実現に努めます。</p> <p>6 幼・保・小・中・高・大学生などへの啓発 幼稚園児・保育園児・小学生・中学生・高校生・大学生などに対し、男女平等に関する理解を進めます。</p> <p>7 新成人への広報・啓発 将来の社会を担う新成人に対して男女共同参画に関する理解と認識を深めるための広報や理解を進めます。</p> <p>8 教職員の研修と学校管理者への情報提供 男女共同参画の視点に立った教育を推進するため、教職員への研修や学校管理者へ情報を提供します。</p> <p>9 生涯教育を通しての男女共同参画の推進 男女共同参画の視点を取り入れた講座や教室を教育委員会などと連携して開催し、男女共同参画に関する理解と意識向上を図ります。</p> <p>10 世界における女性の人権問題と平等・平和に対する理解の推進 国際社会の一員として男女共同参画社会の気運を醸成していくため、世界における女性の人権問題や平等・平和に対する理解を進めていきます。</p>

基本方針 2 あらゆる分野における男女共同参画の推進

男女共同参画を進めるためには、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画でき、また意思形成・決定過程に対等に参画できることが重要です。施策の対象や施策の受け手の半数は女性であることから、女性の参画を拡大していくことが必要となります。

国では 2020 年までに、あらゆる場面において指導的な地位に女性が占める割合が 30 パーセントになるように期待し、各分野で取り組むことを推進しています。

本市においても、あらゆる分野における男女共同参画を実現するために、政策・方針決定過程への女性の登用を促進するほか、男女がともに職業生活と地域・家庭生活の両立ができるよう環境を整備します。また、市民の生活に深い影響力をもつ企業に対しても男女共同参画に関する情報提供などを通じて働きかけていきます。

施策	現状と課題	主な取り組み
<p>施策3 政策・方針決定の場への女性登用推進</p>	<p>多様化した市民のニーズに答えるためには、政策・方針決定過程の場に、男性だけでなく女性も等しく参画していることが必要です。</p> <p>本市においても女性が多くの役割を担っており、附属機関などの女性委員の参画率は、総数では 30 パーセントを超えていますが、個々の附属機関ごとに見ると、まだ目標を達成していません。(平成 17 年 6 月現在)</p> <p>また、市民との協働を目指す公募委員については、その男女比が 1 対 1 になることを目指していますが、これもまだ達成されていません。この他、地域社会活動においても、自治会長、PTA 会長など意思決定の場における女性の参画率はきわめて低いままとなっています。</p> <p>女性の人材育成の推進とともに、様々な政策・方針決定の場への女性の登用が求められます。</p>	<p>11 附属機関などの女性委員参画状況の把握と推進 附属機関などの女性委員の参画率などを把握し、女性委員のいない委員会をなくし、女性委員の登用を推進します。</p> <p>12 市民会議など公募時のクォータ(割り当て)制度の推進 市民会議などの委員を公募する際は、クォータ(割当)制度を進めます。</p> <p>13 人材育成と女性人材リストの作成 講座、研修会などを通じて女性の人材育成を進め、人材リストを作成します。</p> <p>14 地域社会活動への女性登用の促進 自治会・PTA・社会福祉団体など地域社会活動の組織についても、女性を指導的立場に登用するよう、情報提供などにより推進します。</p>

施策	現状と課題	主な取り組み
<p>施策4 男女の職業生活と地域・家庭生活との両立支援</p>	<p>市民意識調査では、女性が働き続けることについて、「結婚や子育てにかかわらず」または「家事や子育てと両立するなら」女性が働き続けることに肯定的な意見が9割を占めました。しかし、その一方で、家庭生活の責任を女性が負っている割合も高く、「女性が自分自身で」担う割合は家事で7割弱、育児で3割強となっています。キャリアの中断を避けるために家庭や子どもを持たない選択をしたり、家庭や育児のために仕事をあきらめたりすることが少子化の原因の一つにもなっています。このことから、育児・介護などを社会的に支え、女性が様々な事柄にチャレンジできる環境が求められます。</p> <p>一方、男性の仕事と家庭生活・地域活動に関する意識は、国の調査（平成16年）では男性は「仕事優先」と考える割合が7割弱に上るのに対し、市民意識調査では約5割と少なくなっており、特に若い世代では仕事と家庭生活・地域活動との両立を望む割合も高くなっています。このことから、労働時間の短縮に関する情報提供を始め、男性が家庭生活・地域活動に参画できるよう支援するなど、両立しやすい環境を整えることが必要です。あわせて、市民や労働組合に情報提供していきます。</p> <p>また、近年、パートタイム労働やアルバイト、派遣労働、在宅ワークなど、働き方が多様化しています。一人ひとりの価値観やライフスタイルなどに応じた働き方の選択肢が増える反面、女性は非正規労働率が高く、正規労働者との間で賃金や福利厚生との格差が指摘されています。多様な働き方について幅広い視点から研究することが必要です。</p>	<p>15 育児・介護などを社会的に支える環境づくり 保育所、学童保育などの子育てサービスや介護サービスを充実し、育児・介護などを社会的に支える環境づくりを進めます。</p> <p>16 女性のチャレンジ支援 女性が様々な技術や知識を習得し、再就職や起業ができるよう、女性のチャレンジを支援します。</p> <p>17 労働時間の短縮に関する情報提供 男女が職業生活と地域・家庭生活を両立できるよう、労働時間の短縮に関する情報提供を充実します。</p> <p>18 多様な働き方の研究と情報提供 正社員としての労働やパートタイム労働やアルバイト、派遣労働、在宅ワークなど、多様な働き方のメリット・デメリットなどを研究し、情報提供を進めます。</p> <p>19 男女のエンパワーメントへの支援 男性が生活面で自立し、女性が経済的・社会的に自立できるよう、エンパワーメント（力を付け能力を発揮すること）を支援します。</p>

施策	現状と課題	主な取り組み
<p>施策5 男女共同参画社会の実現に向けた企業における取り組みの促進</p>	<p>県内の企業ではダイバーシティ（多様性）*1 やCSR（企業の社会的責任）*2などを推進し、男女が働きやすい環境づくりを進めている例も見られます。</p> <p>また、職場優先の企業風土を見直し、ワークライフバランス（仕事と生活の両立）*3のように働く人の家庭生活や地域社会活動を大事にすることは、企業のイメージを向上させ、働く人たちの労働意欲を上げることにつながります。</p> <p>市民意識調査では、男女がともに家事、子育て、介護、地域活動に自主的に参加していくために制度面で必要なこととして「企業が労働時間の短縮や休暇制度を普及させること」を高い割合で男女ともに挙げています。</p> <p>企業における取り組みを促進するため、企業への情報提供や、企業同士が情報交換できる環境づくりなどが求められます。</p>	<p>20 企業における女性の能力発揮のための積極的な取り組みの促進 企業に対して女性の能力発揮のための積極的な取り組みを推進するよう働きかけます。</p> <p>21 労働条件の改善や男女雇用機会均等法・育児介護休業法などに関する情報提供 労働条件の改善や男女雇用機会均等法・育児介護休業法などに関する先進的な取り組みや休暇取得者の状況についての情報を収集し、企業に情報を提供します。</p> <p>22 企業懇談会における情報提供 市内の企業が互いに情報交換できるよう、企業懇談会を通じて企業に情報を提供します。</p>

施策	現状と課題	主な取り組み
<p>施策6 地域団体との協働</p>	<p>男女共同参画社会の実現には、行政と地域で活動する市民団体との協働が不可欠です。</p> <p>地域における自主的な活動を育成・支援するとともに、活動団体同士が互いに連携しあって活動するためのネットワークづくりが求められています。</p> <p>さらに、活動団体の活躍の場を広げ、一層連携できるよう、研究を進めることも必要です。</p>	<p>23 男女共同参画関係団体への支援 団体登録制度や団体主催の男女共同参画事業への支援を通して、地域において男女共同参画社会づくりに向け活動している団体を支援します。</p> <p>24 （仮称）男女共同参画連絡協議会の検討と法人化の研究 男女共同参画登録団体からなる（仮称）男女共同参画連絡協議会の設置について検討を進め、法人化についても研究を進めます。</p> <p>25 男女共同参画センター機能の拡充 男女共同参画センター機能の拡充を視野に入れつつ、インターネット上のサロンを含めて、既存の施設を活用した交流の場を設け、団体間相互の交流を進めます。</p>

*1 ダイバーシティ（diversity）：多様性。性別、国籍、年齢、宗教などの各自の個性を尊重し、能力発揮の機会を与えることは、個人だけでなく企業にとってもプラスになるという考え方。

*2 CSR（corporate social responsibility）：企業の社会的責任。企業の経営活動に社会的公正や環境への配慮などを組み込み責任ある行動をとること。

*3 ワークライフバランス（work life balance）：仕事と生活の両立（調和）。仕事と私生活とのバランスがとれると生産性の向上、優秀な人材の確保などにつながるという考え方。

基本方針 3 女性に対するあらゆる暴力の根絶と人権の尊重

暴力はどんなに親しい間柄においても、決して許されるものではありません。国において、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が制定されるなど、女性に対する暴力の防止・人権尊重に向けた取り組みが進んでいます。

しかし、近年、ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメントだけでなく、ストーカー、未成年の女子が対象となる買春行為、メディアによる性差別表現も問題となっています。

市民意識調査では「女性が働く風俗産業」「売春、買春」について、年齢の若い世代では「人権が尊重されていない」と感じる割合が低い傾向が見られました。女性に対するあらゆる暴力をなくし、女性も男性もお互いを尊重しあい、いきいきとした生活を送れる社会・環境づくりを進めます。

また、国連においては、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）という女性の人権と性の視点から妊娠、出産、避妊、更年期など生涯を通じての健康を保障し、女性自身が決定できる権利を認めようとする考え方に向けた宣言がされています。

妊娠や出産などについて理解を深め、自分やパートナーの身体や健康を大切にす環境づくりを進めます。

施策	現状と課題	主な取り組み
<p>施策7 女性の人権が尊重される環境づくり</p>	<p>男女がお互いの人権を尊重し思いやりをもって生きることは、男女共同参画社会を実現する上で、基盤となるものです。</p> <p>しかしながら、市民意識調査では「女性の人権が尊重されていないと思うこと」については、半数以上の方が「女のくせに」などの偏見の言葉、4割強の方が「職場におけるセクシュアル・ハラスメント」を挙げています。</p> <p>女性の人権が尊重されるよう、さらなる啓発が求められます。</p> <p>女性は妊娠や出産などの機会があるだけでなく、女性特有の疾病など生涯を通じて男性とは異なる健康上の課題に直面します。生涯を通じて女性の健康支援が必要です。</p> <p>市民意識調査では、メディアにおける性の表現方法で不快感を覚えるものとして、5割強の人が違法屋外広告物を挙げています。テレビ番組（コマーシャルを含む：3割）や電子メール・インターネット（3割）など、身近なメディアにおいても、不快感を覚える人が多いことがわかります。メディアにおける性差別表現を市民一人ひとりが排除するモラルを確立することが求められます。</p>	<p>26 女性の人権に関する啓発と情報提供 女性の人権に関する啓発・情報提供を進めます。</p> <p>27 生涯を通じた女性の健康支援 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点から、生涯を通じた女性の健康支援を推進します。</p> <p>28 メディアにおける女性の人権尊重への取り組み テレビ・雑誌・インターネットなどのメディアにおける性差別表現について、一人ひとりが情報を主体的に判断する能力を身につけられるよう、男女平等や人権尊重について学習できる環境を整備します。</p>

施策	現状と課題	主な取り組み
<p>施策8 女性に対するあらゆる暴力をなくす社会・環境づくり</p>	<p>配偶者や恋人などからの暴力は一部の人の問題ではありません。「女性のための相談窓口」の相談のうち、2割強が暴力(DV)に関する相談です。また、市民意識調査では、5人に1人が暴力的な被害に遭っており、男女別に見ると男性の方が比較的加害者としての経験が多い傾向が見られます。相談体制の充実・関係機関との連携が一層求められます。</p> <p>市民意識調査では、精神的な暴力について認知されている割合が低いという結果となり、国の調査(平成14年)とほぼ同様の傾向が見られました。そのため、女性に対する暴力防止について理解を深める必要があります。</p> <p>外国人からの相談は全体の5パーセント、60歳以上の女性からの相談は全体の2割弱を占めています。(平成16年度)外国籍・障害者・高齢者女性は、少数であるため一般の女性よりも周囲から孤立しやすく、暴力の被害が一層潜在化しやすいと言えます。そのような女性への暴力の防止に向け取り組むことが必要です。</p>	<p>29 相談窓口の充実 女性のための相談窓口を充実させます。</p> <p>30 被害者支援に向けた関係機関の連携強化 被害者支援に向けて警察・病院・民間支援機関などとの連携強化を進めます。</p> <p>31 女性に対する暴力防止のための啓発 被害を未然に防ぐために、女性に対する暴力防止のための理解を深めていきます。</p> <p>32 外国籍・障害者・高齢者女性に対する暴力の防止 外国籍・障害者・高齢者女性に対する暴力の防止を進めていきます。</p>

基本方針 4 男女共同参画社会の実現に向けた市の積極的な取り組み

男女共同参画社会を実現するためには、企業、各種団体、市民と広く連携し、ともに問題に取り組まなければなりません。そのためには、まず市が積極的に取り組み、その成果を市内のあらゆる場に広げていくことが重要です。

市民意識調査では、女性の進出を進めるためには、「企業」や「国・県・市」が女性職員の採用・登用・教育訓練の目標や計画が必要である、とする意見が多く見られました。そのため、男女共同参画のモデルとなるよう本市における率先行動を進めていきます。また、国・県・近隣市町村との連携を図ります。

さらに、市民との協働により男女共同参画推進協議会を運営するとともに、関係機関の計画推進への参画を促進します。

施策	現状と課題	主な取り組み
<p>施策9 男女共同参画社会の実現に向けた市役所における率先行動の推進</p>	<p>市役所内のあらゆる分野における男女共同参画を進めることが重要です。本市において全庁的に男女共同参画を推進する庁内推進会議を発展させて、機能を強化させる必要があります。</p> <p>国も目標を定め女性国家公務員の採用・登用の拡大を進めており、本市においても同様の取り組みが求められます。</p> <p>本市職員の女性比率は約 3 割、女性管理職率は約 1 割となっており、男女共同参画の推進が求められます。(平成17年度)</p> <p>積極的是正措置(ポジティブアクション)を実施するとともに、女性職員の意識改革やチャレンジなど、女性の登用率を上げるための工夫が必要です。</p> <p>また、本市における男女共同参画を推進する条例の研究も必要です。</p> <p>計画を着実に実行するため、計画の進捗状況を常に把握するとともに、社会情勢の変化にも適切に対応していくことが求められます。</p>	<p>33 庁内推進会議の機能強化 男女共同参画を全庁的に推進するため庁内推進会議の機能を強化します。</p> <p>34 女性職員の採用・登用・教育訓練の目標・計画づくり 本市における女性職員の採用・登用・教育訓練の目標・計画を作ります。</p> <p>35 職員の意識改革の推進 すべての施策が男女共同参画の視点に立ち、取り組みを推進するよう、職員の意識改革を進めます。</p> <p>36 (仮称)平塚版男女共同参画施策概要と男女別統計の作成 本市の男女共同参画に関する取り組み・事業を抽出し、施策概要としてまとめる(仮称)平塚版男女共同参画施策概要と男女別統計を作成します。</p> <p>37 (仮称)平塚市男女共同参画推進条例の研究 (仮称)平塚市男女共同参画推進条例について研究を進めます。</p> <p>38 計画の進行管理と見直し 本計画については、進捗を管理するとともに、社会情勢の変化に応じて計画自体を見直します。</p>

施策	現状と課題	主な取り組み
施策 10 国・県行動計画との連携	<p>政治、経済、文化など社会のあらゆる分野で国際化が進み、市民の生活も同様に広がりを持っています。そのようななか、男女共同参画社会の実現は、本市だけで実現できるものではなく、国や県、近隣市町村と協力・連携して進める必要があります。</p> <p>そのため、国際情勢や国・県などの動向把握や、研究が求められます。</p>	<p>39 男女共同参画施策に関する情報収集 男女共同参画施策に関する情報収集を進めます。</p> <p>40 関係法令の研究 関係法令の研究を進めます。</p> <p>41 国・県・市町村連絡会などへの参加 国・県・市町村連絡会などへ参加し、積極的な情報収集に努めます。</p>

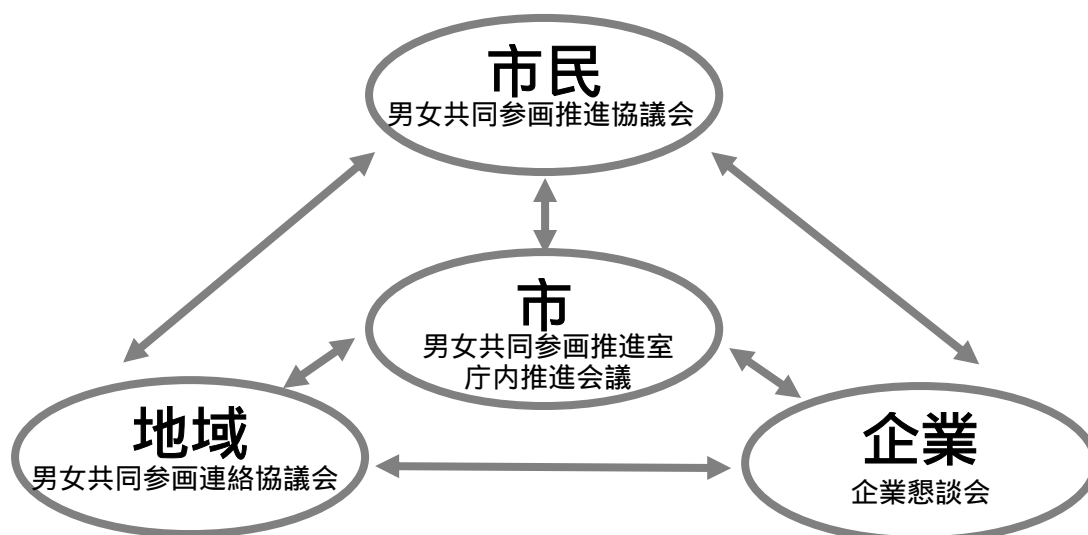
施策	現状と課題	主な取り組み
施策 11 男女共同参画推進協議会の設置	<p>市民生活のあらゆる場面における男女共同参画の推進は、市民との協働なくして実現できるものではありません。男女共同参画社会の実現のため、市民などとの協力・連携体制づくりが求められます。</p>	<p>42 市民との協働による男女共同参画推進協議会の運営 市民、各種団体からなる男女共同参画推進協議会を設置し、男女共同参画施策のあり方について意見を聴取し、男女共同参画施策に反映させます。</p>

3 計画の推進

1) 推進体制の整備

本計画に示した取り組みを全庁的に推進するとともに、所管課である男女共同参画推進室及び庁内の核となる組織である庁内推進会議の活動を充実します。

また、公募市民・学識経験者などからなる男女共同参画推進協議会、男女共同参画登録団体からなる（仮称）男女共同参画連絡協議会、市内企業との企業懇談会を通じて、関係機関と連携体制を構築して計画を推進します。



2) 計画の着実な推進

庁内推進会議において、（仮称）平塚版男女共同参画施策概要をまとめ、本市の男女共同参画に関する取り組み・事業を明らかにし、全庁的に計画を推進します。また、男女共同参画推進室において本計画の進捗状況を管理し、着実な推進を図ります。

また、男女共同参画推進協議会において、男女共同参画施策のあり方について諮問し、男女共同参画施策に反映させます。

3) 市の率先行動

真の男女共同参画社会を実現するために、市民、各種団体、企業それぞれ

れが、その役割に応じてともに取り組むことが大切です。そのため、まず市が率先して取り組み、その成果や経験を市内のあらゆる場に広げ、取り組みを促進します。

資料編

1) 市民意識調査概要

1 調査の目的

男女共同参画社会の実現のために、今後の施策を進めていく上で基本となる「湘南ひらつか男女共同参画プラン」の改訂に向けて、平塚市民が日常生活の中で感じている意識と現状を把握し、男女共同参画プラン改訂の基礎資料を得ることを目的とします。

2 調査方法

- (1) 調査対象 満16歳以上の平塚市民
- (2) 標本数 3000人
- (3) 調査区域 平塚市全域
- (4) 抽出方法 住民基本台帳から等間隔に無作為抽出
- (5) 調査方法 郵送方式(料金受取人払いの返信用封筒を添えて郵送)
- (6) 調査期日 平成17年5月20日

3 調査票の配付及び回収結果

- (1) 調査票配付数 3,000
- (2) 有効回収数 1,292
- (3) 有効回収率 43.1%

4 引用した調査

本調査の分析にあたり、以下の調査を引用します。

- 内閣府(総理府)調査：男女共同参画社会に関する世論調査(平成16年11月調査)
- 配偶者等からの暴力に関する有識者アンケート調査(平成14年2月調査)
- 男女共同参画社会に関する世論調査(平成9年9月調査)
- 神奈川県調査：平成11年度県民ニーズ調査「生涯職業能力開発」及び「人権・男女共同参画社会」についての意識調査(平成11年7月調査)
- 前回調査：平塚市住民実態調査(平成9年7月調査)

5 調査結果の概要

回答者の属性

- ・回答者の男女比は、女性が56.5%、男性が42.7%であり、やや女性からの回答が多くあります。
- ・年齢は「50歳代」と「60歳代」がそれぞれ約2割を占め、50歳以上が55.5%と半数を超えています。

男女平等意識

- ・「夫は仕事、妻は家庭」という男女の役割分担意識について、「肯定派」が「否定派」をやや上回っています。
- ・少子化の原因として、男女で最も差があったのは「固定的な性別役割分業により、女性の負担が多い」となっています。

家庭地域生活

- ・家事、育児・子育て、地域活動、介護について、女性が担っている割合・時間ともに男性

- よりも多く、女性に負担が大きくなっています。生活を支える仕事（アンペイドワーク）について啓発できていません。男性に仕事中心の考え方が根強くあります。
- ・男女共同参画社会形成のためには、「保育・介護サービスの充実」が最も望まれています。

職業

- ・女性が仕事を続けることについて、前回調査よりも肯定的な割合が高くなりました。しかし、条件をつけている人が61.5%となっています。
- ・3割以上の人が、「女性は補助的な仕事や雑用が多い」「同一労働でも女性は賃金が少ない」「女性は昇進が遅い」と考えています。
- ・仕事と家庭・地域活動の関係について、「男性は仕事優先」「女性は両立」という考え方が最も多く見られます。
- ・男女とも「企業による時短や休暇制度の普及」が必要と感じています。
- ・女性の進出を推進するには、「企業」や「国・県・市」が女性の採用・登用・教育訓練の目標や計画が必要である、とする意見が多くあります。

両立支援

- ・仕事と子育ての両立が難しい、ハード・ソフト両面の子育て支援策が不十分という意見が上位を占めています。

人権

- ・女性の人権が尊重されていないと感じることとして、半数以上の人々が「職場での差別待遇」「偏見の言葉」を挙げています。 職業
- ・年代別にみると、「女性が働く風俗産業」「売春、買春」について、年齢の若い世代では「人権が尊重されていない」と感じる割合が低い傾向にあります。
- ・約5人に1人が、「大声でどなったり」「どなられたりした」経験を持っています。男性の方が女性の人権に対して認識が低く、加害者経験が多く見られます。精神的・経済的暴力を暴力と感じない人が2割から3割います。
- ・メディアにおける性の表現方法で不快感を覚える人が多く、感じ方に男女差があります。

女性の健康支援

- ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方を約3割の人が支持しています。

2) データ

国の調査による男女平等意識

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について
反対（男女計）48.9%、賛成（男女計）45.2%（調査年：平成16年）
出典：内閣府 平成17年版男女共同参画白書

3) 策定経過

1 湘南ひらつか男女共同参画推進協議会

第1回 会議（平成17年7月22日）

内 容：市民意識調査の結果の報告と意見交換

第2回 会議（平成17年9月29日）

内 容：平塚市の男女共同参画に関する課題の抽出

第3回 会議（平成17年12月1日）

内 容：（仮称）ひらつか男女共同参画プラン体系（案）の検討

第4回 会議（平成17年2月16日）

内 容：ひらつか男女共同参画プラン（素案0206）の検討

2 平塚市男女共同参画登録団体からの意見募集

実施期間 平成17年12月13日～12月27日

内 容：（仮称）ひらつか男女共同参画プラン体系（案）の意見募集

結 果：平塚市男女共同参画登録団体26団体のうち8団体が回答（回答率30.8%）

3 庁内男女共同参画推進会議

第1回 会議（平成17年7月28日）

内 容：湘南ひらつか男女共同参画プランの改定について

第2回 会議（平成18年2月10日）

内 容：（仮称）ひらつか男女共同参画プラン体系（案）について